第２回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

項　目	がん対策北海道議会議員の会 北海道受動喫煙防止条例検討委員会作成 北海道受動喫煙の防止に関する条例（案）	改正健康増進法の規定
１　目的	・道の施策の基本的事項を定め、受動喫煙防止施策を総合的に推進	・「望まない受動喫煙」をなくす ・受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮 ・施設の類型、場所ごとに対策を実施
２　基本理念	・たばこの煙の健康影響や他人の生活を妨げるおそれについて、関係者で認識を共有 ・受動喫煙防止は、全ての道民が自らが意図しない受動喫煙を回避することができ、健康で快適な生活を維持するための環境を整備することにより推進 ・家庭内等私的な場の喫煙を制限するものではないという理解の下に推進	・（規定なし）
３　責務	［道］ ・受動喫煙防止の施策を総合的に推進 ・受動喫煙防止の理解促進に向けた普及啓発	［国及び地方公共団体］ ・受動喫煙に関する知識の普及、防止に関する意識の啓発 ・環境整備、受動喫煙防止のための対策を推進 ・受動喫煙に関する調査研究（国のみ）
	［道民］ ・受動喫煙の健康への悪影響を正しく理解し、国、道及び市町村の施策に協力 ［喫煙者］ ・受動喫煙の原因となる行為を自覚し、受動喫煙を生じさせないよう努める ・特に未成年者、妊婦及び高齢者に配慮	［全ての人］ ・指定場所以外での喫煙の禁止 ・喫煙をする際、望まない受動喫煙防止のため、周囲の状況に配慮
	［事業者］ ・受動喫煙の健康への悪影響や受動喫煙防止の取組についての理解を深め、受動喫煙防止措置に努める ［公共的施設等管理者］ ・管理する施設の受動喫煙防止措置に努める	［施設の管理権限者等］ ・喫煙場所を設置する場合は、望まない受動喫煙を防止できる場所とするよう配慮 ・喫煙専用室等を設置する場合、喫煙場所及び出入口への標識の掲示 ・喫煙禁止場所に喫煙用の器具等を設置してはならない
		［関係者の責務］ ・望まない受動喫煙に、相互に連携を図りながら協力するよう努める
	［市町村、国との連携］ ・市町村が行う地域の実情に応じた受動喫煙防止のための取組への連携協力 ・国と連携協力して受動喫煙防止対策の推進を図り、必要な措置を講じるよう要請	

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="2">がん対策北海道議会議員の会
北海道受動喫煙防止条例検討委員会作成
北海道受動喫煙の防止に関する条例（案）</th><th colspan="3">改正健康増進法の規定</th></tr>
<tr><td rowspan="15">４ 基本的
施　策</td><td colspan="2">［道の施策］
・道民に対する受動喫煙防止に関する意識の高揚、公共的施設等で必要な措置が講じられるよう環境整備
・道民、事業者等に対し、受動喫煙防止に自ら取り組めるよう、普及啓発その他必要な措置を講じる
・市町村、事業者及び公共的施設管理者に対して受動喫煙防止に関する取組を行えるよう、必要な技術的知識その他の情報を提供</td><td colspan="3">［道の施策］
・受動喫煙に関する知識の普及、防止に関する意識の啓発（地方公共団体の責務(再掲))
・環境整備、受動喫煙防止のための対策を実施（地方公共団体の責務(再掲))</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜公共的施設等＞</td><td colspan="3">＜第１種施設＞</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療施設、児童福祉施設、学校（小・中・高等学校）等</td><td rowspan="2">施設内及び敷地内禁煙【要表示】</td><td rowspan="2">幼稚園、保育所、小・中・高等学校等</td><td>屋内</td><td>禁煙</td></tr>
<tr><td>屋外</td><td>禁煙
（例外）喫煙場所設置可【要表示】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大学、体育館、不特定かつ多数の者が利用する官公庁施設等</td><td rowspan="2">施設内禁煙【要表示】</td><td rowspan="2">大学、病院、行政機関等</td><td>屋内</td><td>禁煙</td></tr>
<tr><td>屋外</td><td>禁煙
（例外）喫煙場所設置可【要表示】</td></tr>
<tr><td rowspan="9">上記以外の施設</td><td rowspan="9">施設内禁煙（努力義務）【要表示】
（例外）喫煙専用場所設置可【要表示】</td><td colspan="3">＜第２種施設＞</td></tr>
<tr><td rowspan="2">飲食店

※小規模店</td><td>屋内</td><td>禁煙
（例外）喫煙専用室設置可【要表示】</td></tr>
<tr><td>屋内</td><td>＜新規＞
2020.4月～上記同様
＜既存＞
禁煙・分煙・喫煙を選択可【要表示】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ホテル・旅館</td><td>客室</td><td>喫煙可</td></tr>
<tr><td>客室以外屋内</td><td>禁煙
（例外）喫煙専用室設置可【要表示】</td></tr>
<tr><td>その他すべての施設</td><td>屋内</td><td>禁煙
（例外）喫煙専用室設置可【要表示】</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋外</td><td>喫煙可</td></tr>
<tr><td colspan="3">・旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は喫煙禁止場所とはしない</td></tr>
<tr><td colspan="3">・加熱式たばこは、当分の間、他人の健康への影響が明らかでないたばことして指定</td></tr>
<tr><td>５ 罰則</td><td colspan="2">・（規定なし）</td><td colspan="3">［全ての者］
《50万円以下》標識の汚損等
《30万円以下》喫煙禁止場所における喫煙(指導後)
［施設の管理権限者等］
《50万円以下》喫煙器具の撤去、標識の掲示の指示不履行
《30万円以下》標識の除去等の指示不履行
《20万円以下》立ち入り検査への対応等</td></tr>
</table>

第２回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道喫茶飲食生活衛生同業組合

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1　目的 2　基本理念	【目的・基本理念】 ○改正健康増進法の要旨については、機関紙により情報を提供し、普及に努めています。 望まない受動喫煙対策は、経営者の判断で店内環境を店頭表示することで理解されているものと考えます。 ○全国一律の規制の推進 国政で審議された改正健康増進法の規制を、全国統一規制として推進されるべきと考えます。 ○小規模飲食店におけるマイナス影響 喫煙規制は、利用客の減少による経済的な影響があります。	【目的・基本理念】 ○上乗せ条例には反対 改正健康増進法を上まわる規制には反対です。 ○規制と経営判断 店舗の喫煙環境整備に対する判断は、利用客のニーズ、客層等により経営者の判断に委ねられるべきと考えます。 ○全国一律の規制の推進 規制は、全国一律が望ましく、上乗せ規制は反対です。
3　責務	【責務】 ○改正健康増進法について、道民に向けて広く周知すべきと考える。また、２月に政省令が制定されたが、内容の周知と十分な理解が必要ではないでしょうか。 ○標識の掲示には賛成 飲食店等、店内環境の店頭表示は、お客様の選択が可能になり、「望まない受動喫煙」の防止が可能であります。	【責務】 ○公共喫煙場所の整備 改正健康増進法の対策推進により、屋外の喫煙増加によるポイ捨ての増加が懸念される。喫煙者がマナーを守り喫煙できる公共の喫煙場所の整備が必要です。 ○行政により標識の配布・提供 全国統一の標識の掲示推進が望ましいと考える。行政による標識の作成、配布を要望します。

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的施　策	【基本的施策】 ○改正健康増進法の要旨については、機関紙により情報を提供し周知しています。 ○加熱式たばこの取り扱いについて 加熱式たばこは、喫煙室内での飲食可とされ、たばこを吸わない方と共存可能と認識。 ○第二種施設 改正健康増進法に基づく対策の推進により、望まない受動喫煙の防止は進展すると想定される。 ○客席面積基準強化反対 特定飲食提供施設の客席面機基準の100㎡は、議論を尽くし制定されたものと認識しています。これ以上の客席面積の基準強化は、事業者にとって死活問題であり経営におおきな影響が懸念されます。	【基本的施策】 ○改正健康増進法を上回る規制は、反対です。 経営に大きく影響がある問題であり、全国一律の規制が望ましいと考えます。 ○加熱式たばこについて 加熱式たばこについては、改正健康増進法に準じた措置を要望 ○助成制度 受動喫煙防止対策「喫煙室等」の整備には多額の経費が必要であり、事業者の取組み推進のため、道としての財政措置を要望します。
5 罰則		

第２回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道たばこ販売協同組合連合会

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1　目的 2　基本理念	【認知・対応等】 ・　検討段階から成立に至る経緯、内容等を会員（全道各地の組合）へ周知、共有 ・　建物内への喫煙（専用）室設置へ向けた検討 【影響・効果等】 ■　国・地方自治体への財政貢献／販売量減少の危惧 ・　たばこ販売を通じてたばこ税として、国・地方自治体への財政貢献 （H28：道　約76億円、市町村　約467億円） ・　喫煙規制強化によるたばこ離れ、高齢化の進展等による販売量の減少継続 ・　改正「健康増進法」による喫煙可能場所の制限拡大により、更なる販売量減少を危惧 ・　これらから、やむなく廃業する組合員（店）が増加 ・　たばこに生活基盤を持つ販売店のみならず、関連産業の経営やそこに働く者の生活への懸念 ■　喫煙規制議論の中には「たばこ」に対しややもすると一方的なものもあり、たばこを生業とする者にとって遺憾	・　望まない受動喫煙を防止する取組みを推進することには賛同 ・　条例の検討は、この「望まない受動喫煙」を防止するものであり、喫煙者排除や禁煙推進が目的ではないと認識 ・　道条例制定による国との二重規制の必要性に疑問
3　責務	【影響・効果等】 ■　改正「健康増進法」周知不足 ・　道民、事業者に広く正しい周知徹底が優先 ・　更に、改正法に関する政省令が本年2月に公布されたばかりであり、認知されているとは言えない状況と認識 ■　標識の提示（表示）は賛同 ・　飲食店等でお客様の選択が可能となり、「望まない受動喫煙」防止に寄与	■　改正「健康増進法」を上回る「道条例」には反対 仮に「道条例」を制定する場合には、理念のみとするか改正「健康増進法」と同等レベルとあるべきと考える ・　改正「健康増進法」との二重規制の必要性 ・　改正「健康増進法」施行までの期限を考慮し、要件を満たした喫煙（専用）室設置等の対策を進めている事業者等の更なる負担の回避 ■　公共喫煙場所の整備が必要（要望） ・　施設内に加え敷地内まで禁煙とした場合、路上での喫煙の増加（通行人への迷惑）、吸い殻のポイ捨て増加の懸念 ⇒　喫煙者が決められた場所でマナーを守り環境美化（ポイ捨て）や望まない受動喫煙を発生させないための喫煙（専門）場所が必要　（たばこ税のほんの一部でも活用できないか？） ・　外国人訪日客が増加しており、観光産業を柱の1つと捉える道としても、外国人への喫煙環境の提供が必要と認識 ⇒　概ね屋外で喫煙可能な諸外国と異なるための対応 ■　行政による標識の配布（提供） ・　標識掲示の推進、統一した標識による「分かり易さ」のため、全国統一の標識の作成、配布を要望

項　目	改正法の認知度･対応及び今後予想される影響･効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的施　策	■　助成制度 ・　喫煙（専用）室設置等、環境整備投資が経営に与える影響大 ⇒　施設の仕様、構造等により費用が多大になる可能性 ■　加熱式たばこ ・　道内でも加熱式たばこのみ使用可能店が相当数あると聞いており、こういった場所への配慮が必要	■　助成制度 ・　事業者の取組みを推進させる助成制度を要望 ■　飲食店の各種の基準は改正「健康増進法」に準ずる ・　客席面積基準の100㎡ ⇒　国において、議論を尽くした結果 基準の強化は、事業者の更なる投資発生の懸念 ・　一部の他自治体にみられる従業員の有無による切り分け措置 ⇒　雇用機会減少（従業員の切捨て）や家族経営等の場合の過重労働の懸念 ■　加熱式たばこの取扱い ・　「他人の健康を損なう恐れがあることが明らかではないもの」との厚労省の見解もあり配慮すべき ⇒　販売業界としても、紙巻きたばこの販売量が減少続ける中、「健康懸念物質、匂いが殆どない」（メーカー）、「他人に迷惑をかけないから選択」（加熱式たばこ喫煙者）とされる加熱式たばこは販売店にとって売上確保に繋がる可能性
5 罰則		■　罰則無し ・　改正「健康増進法」との二重罰則の回避 ・　全対象施設への行政による適切かつ平等な管理監督が実行可能かどうかの懸念（一部のみに過料適用による不公平感は？）

第２回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	特定非営利活動法人　北海道病院協会

<table>
<tr><th>項　目</th><th>改正法の認知度･対応及び今後予想される影響･効果</th><th>改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの</th></tr>
<tr><td>１　目的</td><td rowspan="3">改正法の認知度・対応

　多くの病院では改正法の認知度は低く、具体的な対応策は考えていないと思われます。その理由として、日本医療機能評価機構の評価項目として以前より受動喫煙の防止が定められ、敷地内禁煙・患者の禁煙教育・職員の禁煙推進は当然のこととして既に各病院で実施されているからです。
　今回の改正法の趣旨を踏まえ、改めて病院の職員や患者さんに禁煙推進を呼びかけるきっかけになると歓迎しています。

今後予想される影響・効果

　北海道は喫煙率が男女とも高く、勤務先や飲食店での受動喫煙や喫煙率が減少すれば、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、妊娠および子への影響など、喫煙に伴う疾病が減少すると予測されます。
　病院で懸念される点としては、精神科病院への対応です。厚生労働省が公表した受動喫煙防止対策の新たな「基本的考え方」では、『医療施設については精神科病院やホスピスを含め「敷地内禁煙」とする一方で、受動喫煙防止措置が取られた屋外に喫煙場所を設置することは可能としています。
　北海道の精神科病院では多くの施設が、既に敷地内禁煙（喫煙場所なし）となっていますが、改正法の趣旨を踏まえ、現在喫煙場所を設置している精神科病院も完全敷地内禁煙への変更が更に進むものと考えられます。</td><td rowspan="3">改正法による対応

　北海道病院協会としては、協会として患者さんへの禁煙教育・職員の禁煙をなお一層進めるとともに、他団体と協力して喫煙並びに受動喫煙の健康被害の啓蒙活動を推進していきたいと考えています。

道の条例に求めるもの

　改正健康増進法（平成30年7月18日成立）では、病院は敷地内禁煙であっても屋外喫煙所の設置は可となっています。　改正健康増進法より厳しい東京都受動喫煙防止条例（平成30年6月27日成立）でも、幼稚園・保育所・小中高校は屋外喫煙所も不可となっていますが、医療施設は除外されています。
　北海道受動喫煙の防止に関する条例（案）の概要につきましては、Ⅲ受動喫煙の防止の推進14.15公共的施設等における喫煙の制限」の14条で、○医療施設、児童福祉施設、学校（小学校、中学校、高等学校）などは、施設内及び敷地内禁煙となっており、屋外喫煙所の設置は不可としています。
　北海道病院協会は、これまでの取り組みから、全国に先駆けて条例を定めて医療施設を全面禁煙にすることに賛成です。
　北海道では、病院を含むほとんどの医療施設が、条例に明記されていなくとも、既に自主的に当然のこととして敷地内禁煙で屋外喫煙所を設置していません。患者さんも医療施設でタバコを吸えないことは周知しています。
　但し、一部の精神科病院は現在も喫煙場所を残しているため、北海道精神科病院協会の意見を参考に、精神科病院には条例施行までに一定の準備期間を設けた方が適切と考えます。</td></tr>
<tr><td>２　基本理念</td></tr>
<tr><td>３　責務</td></tr>
</table>

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
４ 基本的 　施　策		
５ 罰則		

第２回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	美唄市医師会

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的 2 基本理念	医療機関においては、今年7月1日に法施行が迫っており、改正法の認知は十分進んでいると考えています。　医療機関が敷地内禁煙になることで、多くの患者の生命と健康が守られることが期待されます。	受動喫煙により、胎児へも深刻な健康影響があることから、道の条例の目的には未成年者、患者のほか、妊婦へも特に配慮することを明記して頂きたいと思います。昨年来、改正健康増進法では規制が十分でない部分を、補う規定を設けた受動喫煙防止条例が、全国の自治体において制定されてきています。道の条例においても、改正法の不備を補完する厳しい内容の条例を制定する必要があります。基本理念としては、公共の場のみならず家庭内においても、受動喫煙を防止する必要があるという理念を共有することが、重要であると考えます。
3 責務		

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的施　策	諸外国や国内（神戸市）のデータでも、受動喫煙防止条例（法）により、比較的短期間で心血管疾患の発症抑制が認められることが報告されています。改正健康増進法や道の条例により、受動喫煙を有効に防止できれば、心血管疾患の発症数が短期間で劇的に減少することが期待されます。また、長期的には全身の多くの癌の発症抑制も得られると考えます。	第１種施設においては、敷地内全面禁煙とし、屋外喫煙場所の設置を認めないことが望ましいと考えます。第２種施設においては、東京都の受動喫煙防止条例と同様に、従業員を雇用する施設は施設内禁煙とすることを求めます。また、改正法において第２種施設では喫煙場所設置に費用助成を行うとされていますが、千葉市の受動喫煙防止条例と同様、禁煙に変更する既存小規模飲食店にこそ、内装改修等の費用の一部を補助する制度を盛り込み、禁煙化を後押しして頂きたいと思います。家庭内においても、未成年者や妊婦と同室内では喫煙しないこと、また未成年者や妊婦が同乗する自動車内では喫煙しないことを規定することが望ましいと考えます。さらに、加熱式タバコに関するWHOの見解は、「たばこ葉を含む全てのたばこ製品は有害であり、加熱式たばこも例外ではない。そのため、他のたばこ製品と同様、たばこに関する政策や規制の対象とするべきである。」とされており、日本呼吸器学会も「非燃焼・加熱式タバコの使用者が呼出したエアロゾルは周囲に拡散するため、受動吸引による健康被害が生ずる可能性がある。従来の燃焼式タバコと同様に、すべての飲食店やバーを含む公共の場所、公共交通機関での使用は認められない。」との見解を発表しています。このことから、兵庫県の受動喫煙防止条例と同様に、加熱式タバコの取り扱いは紙巻きタバコと同様とするべきであり、「指定たばこ専用喫煙室」の設置は認めるべきではないと考えます。
5 罰則		実効性の担保のために、罰則規定を設けることが望ましいと思います。特に、未成年者や妊婦を守ることは重要で、20歳未満の者と妊婦が客としても、従業員としても喫煙可能部分には立ち入れない規定は、厳密に守られるよう運用することが必要であると考えます。また、条例施行後3年程度を目処に、条例の見直し規定を附則に盛り込むことも必要と思います。

第２回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	アフラック生命保険株式会社

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
１ 目的 ２ 基本理念	アフラックが、「『生きる』を創る」保険会社として、社会に必要とされる存在であり続けるためには、それを成し遂げる社員の心身の健康が不可欠と考え、２０１６年に「アフラック健康経営宣言」を制定しました。 当社では本宣言に基づき、社員が心身ともに健康に生活し、仕事に取り組めるよう、社員の健康維持・促進を図っています。 その一環として喫煙率の低下に取り組んでおり、2022年までに喫煙している社員の割合を12.0%（2018年：15.8%）とすることを目標としています。 具体的には以下の取り組みを行っています。 ・全営業日において就業時間内を禁煙としています。 ・従来から実施していたオフィス内全面禁煙に加え、宴席やリースカー・レンタカー内も禁煙としています。 ・真剣に”卒煙したい”と考えている社員を応援するため、約6カ月間全オンラインで卒煙をサポートするプログラムを希望者に提供しています。	
３ 責務	同上	

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
４ 基本的施　策	同上	
５ 罰則		

第２回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道鮨商生活衛生同業組合

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1　目的	意見なし	
2　基本理念		
3　責務		

項　目	改正法の認知度･対応及び今後予想される影響･効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
４ 基本的 施　策		
５ 罰則		

第２回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道社交飲食生活衛生同業組合

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
１　目的 ２　基本理念	○　社交業界は住民憩いの場を提供することを目的としているが、小規模店が多く、法律（健康増進法）と条例で二重の規制を受けることで営業に厳しさが増し、死活問題となる。 ○　なぜ、法律と条令で二重に規制するのか意味が全くわからない。それとも今回の条例制定は法による委任条例の制定なのか。	○　法律より厳しく規制することは、意味が分からず理解できないので反対である。国が改正した健康増進法に問題があるのであれば、国に要請し改正、変更すればよいと思う。法の委任状例を作るのか。 ○　規制の対象となる国民も道民も同じであり、道民の環境やマナーに何か問題があるのか。法律で規制すれば十分でないのか。
３　責務		○　条例制定という趣旨からして、社交業界において、今回の規制で一番大きな影響を受ける「小規模店」の意見を個別に聞いて条例制定に反映してほしい。 　現場の意見を聞くことが大切だと思います。

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的施策	○　改正健康増進法も理解や法規制への対策が十分でない。それを周知するのが先でないのか。そんな状況下で法と条例の二重規制は道民の混乱を招くのは必至である。 ○　特定飲食提供施設の客室面積基準強化の反対 　客室が広かったら受動喫煙に問題があるので規制を強化し、狭かったら規制を緩くするということの、法が規制する目的、趣旨が良く分からない。 ○　加熱式たばこの取り扱いについては、周囲の同席者に対する影響も少ないことから条例の規制対象から除くなど、紙巻きたばことは異なる措置としてほしい。	○　公共の場所における喫煙環境や外国人旅行者に対策も必要である。行政としての役割の優先順位を考えてほしい。 ○　特に小規模店における「店舗内禁煙」は、この不況の時代には厳しい営業においこまれ死活問題である。個々の経営者が生活をかけて営業しているのが実態である。 　それぞれの店の経営実態に合わせた規制にしてほしい。 　特に小規模店の個々の経営者の意見をくみ上げて条例制定に反映してほしい。
5 罰則		

第２回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道中華料理生活衛生同業組合

<table>
<tr><th>項　目</th><th>改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果</th><th>改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの</th></tr>
<tr><td>１ 目的</td><td rowspan="2">○改正健康増進法の認知度について
・組合員の理解浸透に向けた周知、共有を都度実施
・上部団体からの資料、情報をもとに周知しているものの、政省令が本年２月末に公布されたばかりのため、組合員各々が環境整備等の判断には至っていない状況
・改正健康増進法の施行が来春であることから、組合員の環境整備等の対応が間に合うかを危惧

○売上影響について
・私ども中華料理生活衛生同業組合の組合員は経営規模が様々で、組合員毎に地域、業態、顧客層を考慮して日々経営しており、売上に与える影響について懸念
・経済影響がないとする調査や意見があることは承知しているが、料理の提供を中心とする業態と飲酒を伴う業態で影響がことなると共に、客層によっても影響が異なり、結果、売上への影響は少なからずあるものと認識</td><td rowspan="2">○望まない受動喫煙の防止の取り組みにおいて、改正健康増進法を混乱なく推進することが重要と考え、改正健康増進法に規制を上乗せする条例に反対</td></tr>
<tr><td>２ 基本理念</td></tr>
<tr><td>３ 責務</td><td>○改正健康増進法の周知について
・改正健康増進法が事業者に正しく理解され、来春の施行までに環境整備等の対策が完了するよう、行政が周知・普及に努めることが優先的且つ重要</td><td>○公共喫煙所整備について
・健康増進法の改正により規制を強化するだけでなく、喫煙者が決められた場所で、マナーを守って喫煙出来る公衆喫煙場所の整備を要望

○標識の配布について
・厚生労働省による全国統一の標識の掲示により、お客様ご自身が飲食店を選択できるため、望まない受動喫煙の防止に有効
・望まない受動喫煙の防止を推進するため、行政による標識の作成、事業者への配布を要望</td></tr>
</table>

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的施策	○飲食店の対策について ・改正健康増進法では、小規模事業者に対する経過措置はあるものの、喫煙可能な場所へ未成年の従業員やお客様の入室制限があるため、組合員の業態や顧客層によっては、店舗を禁煙化せざるを得ないとの判断を求められる状況と認識 ・私ども中華料理衛生同業組合は、改正健康増進法の趣旨を踏まえ、組合一丸となり望まない受動喫煙の防止対策を推進していく ○加熱式たばこの扱いについて ・改正健康増進法では、「他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないもの」との見解が示されている通り、科学的な知見が十分でない現時点において、改正健康増進法の適用を推進することが合理的	○飲食店の対策について ・客席面積基準について、改正健康増進法以上の対策強化に反対 ・小規模事業者に経過措置として認められる客席面積基準（100㎡以下）は、国により十分な議論、審議のもと制定されたと認識 ・改正健康増進法以上の客席面積の対策強化は、更なる環境整備投資が発生することを懸念 ○事業者に対する助成制度を要望 ・私ども組合員の経営規模は様々であり、事業者が望まない受動喫煙の防止対策を推進するための費用は軽微なものではなく、施設の仕様や構造によっては多大な投資が想定されるため、行政による地方財政措置を要望
5 罰則		

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	一般社団法人　全国旅行業協会北海道支部

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的 2 基本理念	意見なし	
3 責務		

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
４　基本的施　策		
５　罰則		

第２回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道私立中学高等学校協会

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	私立中学高等学校における健康増進法改正に伴う受動喫煙の防止対策については、各学校がそれぞれ対応しているものと考えております。	
2 基本理念		
3 責務		

項　目	改正法の認知度･対応及び今後予想される影響･効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
４ 基本的 施　策		
５ 罰則		

第２回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道高等学校長協会

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
１ 目的 ２ 基本理念	道立学校では、10年以上前から校地内禁煙となっているので、対応について影響はない。 喫煙による健康被害教育は、授業でも講演等でも取り扱っている。今後も継続して受動喫煙についても取り扱っていかなければならない。	オリンピック、ラグビーワールドカップを控え、また道として海外からのインバウンドの誘致を推進し、加えて北海道においては男女とも喫煙率が全国一高いことを考えると、公共性を持つ施設は原則禁煙とし、分煙施設があれば例外的に許可するという姿勢がよい。 なお、家庭内等私的な場の喫煙を制限するものではないということだが、家庭内であっても、受動喫煙を望まない子どもたちがいることを踏まえた対応も必要である。
３ 責務	特に意見なし	道は、受動喫煙が与える健康被害について広く啓発するとともに、喫煙室の設置がなければ原則禁煙とすることを強く指導することとする。

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
４ 基本的施　策	条例の徹底により、医療費、健康保険料の減が期待される。	公共の施設以外も努力目標とせず、喫煙専用施設の設置につながるよう働きかけて欲しい。
５ 罰則	特に意見なし	特に意見なし

第２回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	株式会社総北海

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
１ 目的	世の中の動向を受けて当社では敷地内禁煙を実施しています。喫煙者は減りましたがどうしても吸いたい人は自家用車で喫煙しているのが現状です。	特にありません
２ 基本理念		
３ 責務	喫煙者はますます減少していくと思います。	

項　目	改正法の認知度･対応及び今後予想される影響･効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
４ 基本的施　策	あまりに喫煙場所を限定しすぎると隠れて不適切な喫煙が行われ、別な問題が発生しないのか危惧します。	
５ 罰則		

第２回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北開工営株式会社

項　目	改正法の認知度･対応及び今後予想される影響･効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
１ 目的 ２ 基本理念	◆社内認知度アンケートの結果（回答数33名） 【Q1】2020年4月に施行される改正健康増進法に伴い、喫煙できる場所に関するルールが変わる事を知っているか。 ・施行時期と改正内容まで大体知っていた　6% ・法律が改正される事は知っていた　55% ・全く知らなかった　39% 【Q2】 この法律が『他の人の喫煙による、望まない受動喫煙をなくす』ことを目的としている事を知っているか。 ・知っていた　52% ・知らなかった　48% ◆周知への対策 　当社従業員の、法改正と受動喫煙防止についての認知度は現時点では残念ながら大変低い結果であった。 　当社では周知のための対策をまだ行っていないが、今回、受動喫煙防止対策に対する認知度を確認するために行ったアンケート調査により、2020年度に法改正がある事、受動喫煙防止対策の基本理念について情報提供ができたのではないかと考えている。 　今後は社内掲示板等を利用して改正法の概要や受動喫煙防止についてのリーフレット等の配布を予定している。	◆意見 　2020年4月に法改正が施行されるまでに、その場所が禁煙となる理由が「他の人の受動喫防止」の為であるという事を、喫煙者に理解してもらえる様、国や道に周知・啓発を推し進めて頂きたい。
３ 責務	◆当社が行っている対策と予定 　当社では事務所の移転を機に、2018年4月より喫煙室を廃止し原則建物内禁煙とした。但しこれは「受動喫煙防止」のための対策ではなく、喫煙者の健康管理という観点からの対処であるため、2020年以降「受動喫煙防止」という観点で周知・対策を進める必要があると考えている。現在、従業員に対する事務所内禁煙の周知は出来ているが、喫煙に関する規則が無いのが現状である。「受動喫煙防止」というキーワードで喫煙に関する規則化や就業規則への反映等を検討すべきと考えている。 ◆予想される効果 　会社の責務として、受動喫煙防止のための社内ルールの策定や、必要に応じで掲示をする等、受動喫煙による健康被害の情報提供や周知を行うことで社内および建物内おける禁煙を徹底させることができると予想される。 　これにより建物内の人の望まない受動喫煙を防止することができると考えている。	

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的施　策	◆当社の喫煙・禁煙対策と影響について 現在の喫煙者率は約15%、5年程前と比較し約10%減少している。 平成12年に事務所内に喫煙室を設置し分煙を行ってきたが、平成30年4月より事務所内禁煙とした。これにより、事務所内やビル敷地内や近接する歩道等で喫煙しているケースは無くなったが、喫煙者は近隣の店舗敷地内（屋外）に設置された喫煙場所を利用していると思われる。 会社が喫煙室を廃止して社内禁煙とした結果、近隣住民等に対する受動喫煙への配慮に欠ける結果となっているのではないかという懸念がある。	◆道の条例に求めるもの テナントビル内の保育園、小中学生の塾の入るビルは第1種施設と同等の扱いとし、敷地内（屋外）も禁煙とすべきと考える。又、公共の児童公園敷地内も同様に禁煙とすべきと考える。 ◆意見 保育所や塾が単独の建物でなく、テナントビルの一室にある場合、そのビルの建物内（共有部分）や敷地内（屋外）の受動喫煙防止のための対策はどのように実施されるのだろうか。 当社は現在、ビルの別階に認可保育所と塾が入っている状況であり、ビル管理者からの建物内、敷地内禁煙の指示は無く、また会社としては従業員に対して敷地内（屋外）の禁煙指示はしてはいない。 この様な事務所の立地状況の場合、ビル管理者又はテナントとして入居する会社の社会的責務としては、受動喫煙防止の観点から敷地内全面禁煙にすべきであろう考える。
5 罰則		

第３回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道料理飲食業生活衛生同業組合

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
１ 目的 ２ 基本理念	【基本的な考え方】 ・受動喫煙の問題に関しては日頃ご利用いただくお客様への配慮を含め環境整備を推進していく考えです。しかしながら各会員の認知度は今一つであり広報活動が必要と考えております。 ・改正健康増進法は、全国統一のルールの下で行われるべきであると考えております。 ・飲食店における規制の進展に伴う経済影響について当組合は様々な営業形態がありひとくくりで規制をかけるには問題があると考えます。	【基本的な考え方】 ・上乗せ条例には反対であり道民・事業者が混乱なく取り組みが推進できる環境を要望します。 ・更なる規制による経営判断への制限に反対。環境整備の判断は、お客様のニーズ、顧客層により事業者に委ねられるべきであると考えます。 ・全ての事業者が一律に禁煙、喫煙可とするような上乗せ規制には反対である。
３ 責務	・改正健康増進法の、各事業者に対して広く正しい周知徹底を優先すべきと考えます。 ・改正健康増進法は政省令が2月末に制定されたが施行までの期限を鑑み施策内容の理解浸透が急務である。 ・標識の掲示については、飲食店等お客様の選択が可能となり「望まない受動喫煙」の防止が可能となる。	【公共喫煙場所の整備・推進】 ・改正健康増進法の推進により、路上での喫煙の増加が予想されポイ捨て等の増加を抑制する為にも公共喫煙場所の設置が必要と考え、規制を強化するだけでなく喫煙者が決められた場所でマナーを守り、喫煙できるよう公共喫煙場所の整備を要望します。 ・行政による標識の配布により外国人旅行者にも認識できる方法を考えてほしい。

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的施　策	・特定飲食提供施設の客席面積基準の100㎡は、厚生労働省で議論を尽くした結果制定されたものと認識しており、客席面積基準強化は事業者にとって更なる負担を強いり反対します。 ・飲食店は多業種にわたっており、料理をメインの店舗では既に多くの事業者が全面禁煙を実施しており、又、酒類をメインの事業者は一律に禁煙を実施するには問題があります。しかしながら事業者はお客様を第一に考えており店舗の客層を鑑み個々に対応しているのが実態であり「喫煙可・不可」等の標識で対応するのが望ましいと考えます。	【基本的施策】 ・改正健康増進法を上回る規制には反対します。 ・加熱式たばこについては受動喫煙による健康被害が明らかになっておらず加熱式たばこを紙巻きたばこと同等に規制せず緩やかな対応が必要と考えます。 ・「望まない受動喫煙」防止のための環境整備投資が経営に与える負担が大きく助成制度が必要と考えます。
5 罰則		・改正健康増進法を上回る罰則の制定には反対であり、行政の適切な管理監督の推進で十分と考えます。

第３回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	登別温泉郷　滝乃家

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
１ 目的 ２ 基本理念	目的と基本理念はそれなりに認知されていると思います。ただ全員で共有しているわけではないはないので、一人一人が個人で情報を確認する必要がある。	飲食店, ショッピングモールなど全面禁煙
３ 責務	受動喫煙に関する意識を啓発する為にはどれだけの人が受動喫煙によって不快な思いをしているかを知ることが重要だと思われます。当社ではミーティングや日頃の会議においてお客様からの声や意見を社員一同で共有するようにしています。受動喫煙が悪影響だからといって全面禁煙にしてしまうと、お客様の要望にお応えすべきサービス業の旅館を営んでいる以上できかねています。	受動喫煙により健康を害する影響を具体例を掲げ、周知すべき手段を整えるべきだと思います。

項　目	改正法の認知度･対応及び今後予想される影響･効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
４ 基本的施　策	詳しい内容まで認知していない。ただ禁煙フロアーにしたり、喫煙室を館内に一か所設置したりしてます。喫煙者が使用した後の客室を強力な消臭方法で念入りに消臭をこまめにしています。禁煙フロアであってもペットボトルやちゃこぼしなどを灰皿代わりに喫煙されてる方が増えているので、しっかりとした説明が重要かと感じています。電子タバコは受動喫煙にはならないという認識をもっている人が数多くおり、その認識度を高めなければならない。	小学校、中学校からのしっかりとした喫煙に関する教育。電子タバコに対するはっきりとした規定。
５ 罰則	罰則があるという認識がない。	責任のはっきりとした掲示。

第３回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
１　目的	◎平成３０年９月１３日正副理事長会議にて周知 ◎平成３０年１０月１６日役員会にて周知 ○改正健康増進法の正しい理解のもと、2020年4月の施行に向けた受動喫煙防止対策を組合一丸となり推進することで、望まない受動喫煙の防止は可能と認識している	○組合員が混乱なく取り組みが推進できる環境を要望する
２　基本理念	○改正健康増進法は、国において厳正な協議のもと、全国統一のルールとして制定したと考える ○地域ごとに異なるルールは、組合員を混乱させる事になるので、全国一律のルールが必要である	
３　責務	○改正健康増進法は、道民・組合員に向けて正しい周知徹底を優先すべきと思います ○改正健康増進法は政省令が２月に制定されたばかりで、組合員にはなかなか浸透していない状況であります ◎平成３０年７月１８日に当組合のホームページに「受動喫煙防止対策助成金」制度についてを掲載 ◎平成３０年９月１３日正副理事長会議にて、厚生労働省/都道府県労働局発行の「受動喫煙防止対策助成金」のご案内を周知 ○標識の掲示により、飲食店などではお客様の選択が可能となり「望まない受動喫煙」の防止が可能と思えます	○道内すみずみに亘り、改正健康増進法の周知が必要 ○公共喫煙場所の整備 ・改正健康増進法に基ずく対策推進により、路上での喫煙の増加及びポイ捨ての増加を懸念いたします ・喫煙者が決められた場所でマナーを守り、喫煙できるように公共喫煙場所の整備を要望いたします ○行政による標識の配布と提供 ・全国統一の標識の掲示促進のため、行政による標識の作成及び配布を要望致します

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的施　策	◎平成２９年７月５日正副理事長会議にて、北海道受動喫煙防止に関する条例(案)の概要説明 ◎平成２９年9月6日役員会で 北海道受動喫煙防止に関する条例(案)の概要説明 ◎平成３０年９月１３日正副理事長会議にて、7月18日に成立した健康増進法一部を改正する法律（法律第７８号）を周知 ◎平成３０年１０月１６日役員会で7月18日に成立した健康増進法一部を改正する法律（法律第７８号）を周知 ◎平成３０年１０月19日に、当組合HPへ北海道/札幌市主催の「北海道受動喫煙ゼロ普及啓発説明会」を掲載 ◎平成３１年1月３１日に、「1/24に施行された厚生労働省HP」を掲載 ★第２種施設について ○改正健康増進法の運用により、ホテル旅館内での望まない受動喫煙は防止できるものと認識しています （ホテル内の特定飲食提供施設等） ○特定飲食提供施設の客席面積基準の100㎡以下は、厚生労働省で論議を尽くした結果制定されたと認識しています ○客席面積基準の強化は、組合員にとって更なる環境整備の投資が発生するので懸念されます	○私的空間への規制強化は反対である ○客室の設定について、喫煙可能室、禁煙客室の判断は経営者に委ねられるべきと考える ○一律的な客室の禁煙化は、お客様ニーズに反すると共に経営にも影響がでてくる ★助成制度について ○望まない受動喫煙防止のための環境設備が経営に与える影響が大きい事 ○店舗の仕様、施設の構造により、環境整備にかかる費用が多大である事 ○経営者の取り組みを推進させる財政措置を要望する ★加熱式たばこの取り扱いについて ○「他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないもの」との厚生労働省の見解がありますが、吸わない方からみると普通のタバコと同じ用に見えるので、喫煙室での喫煙とするように推進致します。
5 罰則		○改正健康増進法に基ずく適切な管理監督の推進で充分と思える

第３回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道がん患者連絡会

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1　目的		・「受動喫煙をゼロ」にすることが最終の目標であることであることを明記して確認したい。 ・「家庭内の喫煙を制限するものではないという理解の下に推進」はわざわざ記載する必要はない。
2　基本理念		
3　責務	・北海道は広域なので、地方の役所や公共団体の理解と周知徹底が必要。 ・喫煙者の受動喫煙の原因となる行為の自覚を具体的にし、喫煙者のマナーの周知の徹底が必須である。 ・健康推進法と共に、この原則も全道民に徹底して周知し、この原則に基づくより良い対応をするべきである。	・北海道においては、すべての人、保護者も責務の対象とする。 ・店頭に禁煙店、部分喫煙店などの従業員保護を目的した店頭表示を可能にする表示を設ける。

項　目	改正法の認知度･対応及び今後予想される影響･効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
４ 基本的 施　策	受動喫煙防止条例を望んでいる人は多いと思うが、多くの人達にその情報がおりてきていない。 ・他の先進国並みの水準が必要。 ・飲食店などの従業員に対する望まない受動喫煙の対策が不十分、面積に応じた対策では防げない。	・北海道は、第一種施設全ての施設や屋外においても喫煙場所の設置を置かないこととする。 ・国は、国会・裁判所を第２種施設に含めているが北海道は議会や裁判所も第１種施設に含める。 ・従業員を一人でも雇っている飲食店は、一律禁煙とすべき。煙が外に流れ出ない喫煙専門室設置費に道は補助金を出す。 ・病院、学校、飲食店バーなど人の集まる場所、施設すべてを禁煙とする。 ・飲食店については例外規定、経過処置を設ける事は賛成であり、北海道においては50㎡以下の飲食店については喫煙、不完全分煙、完全分煙、禁煙の区別を明示することにより喫煙を当面の間許可すること、50㎡以上の飲食店については禁煙または完全分煙にする。 ・加熱式たばこはニコチンや発がん物質が発生することが確認されているので発がんに影響を及ぼさないことが証明されるまでは紙巻たばこ同様の規制の対象とする事とする。 ・見直し規定をつけること。 効果が検証できる、5年後に見直しを行う事。 ・第2種施設において禁煙、喫煙の明記（ステッカーなど）を徹底すること。 ・敷地内の喫煙所の喚起対策が必要。
５ 罰則		・国の罰則と同様にするべき、あるいは厳しくした方が良い。また、悪質の場合は店名、施設名を公表すべきである。 ・国と同じく、求人の際に示す労働条件に受動喫煙防止策を明記するよう事業主に義務付ける。

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道麺類飲食業生活衛生同業組合

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	現状においては 業界としてもお客様のニーズに沿った対応をするのみです。 条例や行政指導ではそれぞれの企業での問題解決にはつながりません。業界内でも業態によって意見は異なりますので 統一見解を出すことも出来ません。	
2 基本理念		
3 責務		

項　目	改正法の認知度･対応及び今後予想される影響･効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
４ 基本的 施　策		
５ 罰則		

第３回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見

内閣総理大臣認定　適格消費者団体
特定非営利活動法人　消費者支援ネット北海道

① 改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果

・受動喫煙防止対策は、道民の健康を守り安全・安心な社会の実現という観点から積極的に推進すべきであると考えます。消費者団体としても、改正健康増進法の実効性や、道条例制定の動きに強い関心を抱いていますが、受動喫煙を防止するための具体的な施策や規制に対しては、立場の違い等により多様な意見があります。多くの道民の理解を得て進めるために、議論を深める必要があると思います。

・当団体が使用する事務室や会議室においては、既に禁煙が徹底しており、新たな対応が必要な状況ではありません。

・一般的には、改正健康増進法により、今後は飲食店等における禁煙や分煙をめぐる苦情やトラブルが増え、利用者（客）のほか、従業員や経営者からの通報や相談、問い合わせが消費生活センターなどに寄せられることが想定されます。こうしたトラブルや相談に対応する窓口体制の強化や関係機関の連携が必要になると思います。

② 改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの

・がん対策北海道議会議員の会の条例案では、「基本理念」として「家庭内等私的な場の喫煙を制限するものではないという理解の下に推進」とありますが、家庭内における非喫煙者（家族等）についても、受動喫煙の防止を図る必要はあり、その家族には「責務」の欄で言及されている未成年者、妊婦、高齢者も当然含まれるので、私的な場においても受動喫煙防止の配慮は必要であると考えます。家庭での喫煙は、同居人を長期間にわたり恒常的に受動喫煙にさらす可能性があり、たとえ家族の同意があったとしても、未成年者、妊婦、高齢者の健康への悪影響や教育上の弊害を防ぐ義務が生じると思います。

・改正健康増進法では、客席面積が 100 平方メートル以下で、個人または中小の既存飲食店の場合は喫煙を認めており、飲食店全体の 55%が喫煙可能になると推計されています。また、分煙や喫煙可能な飲食店の場合、従業員は受動喫煙から逃れられません。従業員の健康や雇用を害する恐れがある規定は不適切であり、道条例においては、より厳しい規制を導入すべきだと思います。

・受動喫煙を防止する最も有効な手段は喫煙率を下げることです。北海道の喫煙率（24.7%＝平成 28 年）は全国で最も高く、北海道医療計画では、平成 35 年までに喫煙率を 12%以下に抑える目標を設定していますが、そのためには、青少年に対する禁煙教育・啓発を強化し、新たな喫煙者をつくらない施策が求められます。また、たばこの広告規制の強化、たばこ税の増税など、総合的な対策が必要と考えます。

以　上

第３回受動喫煙防止対策専門部会　資料

参考資料2

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道精神科病院協会

項　目	改正法の認知度･対応及び今後予想される影響･効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
１ 目的 ２ 基本理念	**健康増進法改正に伴う受動喫煙の防止対策がどれだけ知られているか** 　平成31年4月に北海道精神科病院協会（会員数132：病院117、診療所15）の会員施設に、受動喫煙防止対策のアンケート調査を行った。回答数は82施設（回答率62.9%）であった。その結果、敷地内「禁煙」36（43.4%）、建物内「禁煙」5（6.0%）、建物内「分煙」36（43.4%）、未実施は6（7.2%）である。現在敷地内「禁煙」以外の施設で、令和元年6月末までに敷地内「禁煙」を予定している施設は24、建物内「禁煙」を予定している施設は14あり、敷地内「禁煙」となるのは、60施設（72.3%）、建物内「禁煙」施設は、18施設（21.7%）となり、計78施設（94.0%）が建物内「禁煙」以上となる。現在、禁煙に関して未実施の6施設も、敷地内「禁煙」が4施設、建物内「禁煙」が2施設予定している。従って、多くの施設が健康増進法改正に伴う受動喫煙の防止対策をとっている。	北海道精神科病院協会のアンケート結果から、令和元年7月には7割強の施設が敷地内「禁煙」を、2割強の施設が建物内「禁煙」になると予想され、多くの施設は今回の受動喫煙防止対策には賛同している。 　しかし、精神科病院には一般病院と異なり、非自発入院者（医療保護入院や措置入院者）がいる。特定屋外喫煙場所があったとしても患者が自由には行けない。スタッフ同伴で行くにしても、時間や人員の労力や患者の状態を考えると無理がある。病棟から自由に移動出来ない患者が多い病院あるいは病棟は、第1種施設ではなく、第2種施設として、屋内に「喫煙専用室」を設けることで対応可能にならないかの意見がある。
３ 責務	**周知や新たな対策のためにどのような対応をとっているか** 　喫煙対策委員会を設置し月１回開催している。館内放送にて敷地内禁煙の周知を図っている。院内に「敷地内禁煙」のポスターを掲示している。ホームページに敷地内禁煙になることを掲載している。外来患者及び入院予定者への周知を行っている。段階的に禁煙場所の使用制限を実施し、7月から敷地内全面禁煙を行う予定にしている。また、喫煙対策の取組として、禁煙外来の実施、禁煙指導医の配置、禁煙サポーターの養成、禁煙勉強会、患者及び職員への禁煙支援制度を行っている。 **対応によって、今後どのような影響や効果が期待されるか** 　敷地内「禁煙」への取組について特に問題がないという意見も多い。「10年前から敷地内禁煙を実施しているが、スムーズにいっている。」「7月の完全禁煙に向け説明会を行っているが、患者及び職員の反応は良い。」「完全禁煙に向けた説明で特に入院患者の反応は予想に反して良く、精神科を特別視する必要はない。」「完全禁煙に向かっているがこれまでの経過からそれほど困難とは思っていない。」「禁煙の除外例は作らないでほしい。一般・精神科の区別なく禁煙へと進むべきである。」「患者の楽しみを奪うという意見はあるものの、患者の健康を守るという視点が必要である。」一方、精神科病院ならではの影響を危惧する意見がある。「身体化と違い、強制入院患者もあり閉鎖病棟での対応を考慮してほしい。強制入院患者に禁煙を強制できるか疑問。」「患者のストレスによる精神症状の悪化を懸念する。」「喫煙できないことによる不穏と退院。」「外出困難な患者や移動困難な患者の喫煙権を奪う。」「隠れ喫煙による火災が心配。」	また、第29条第1項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係には、何人も、”**正当な理由**”がなくて、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下「特定施設等」という。）においては、次に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の次に定める場所で喫煙してはならないものとする。とあるが、この”**正当な理由**”として、「非自発入院者で自由な意思による移動が制限されていること」が当てはまるようにして欲しい。切なる要望である。

項　目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
４ 基本的 　施　策		
５ 罰則		